

提案仕様書

本仕様書は福岡市（以下、本市という）の「令和6年度 介護スマートDXプロジェクト等業務委託」（以下、「本業務」という）の、企画提案に必要な仕様を定めるものである。企画提案競技最優秀提案者との委託契約を締結する際は、本市と受注者が協議のうえ、契約書の仕様を定めることとする。

- 1 契約件名 令和6年度 介護スマートDXプロジェクト等業務委託
- 2 履行場所 福祉局高齢社会部高齢社会政策課ほか
- 3 履行期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- 4 事業の目的と令和6年度の事業内容（案）
介護サービスDX推進に関する次の取り組み。
 - A 介護ロボット等に関する現場リーダー養成研修、介護ロボット管理者向け研修
介護ロボット等※に精通した職員の育成や、経営者や管理者が介護ロボットに関する知識を深めるための研修を行う。
 - B 介護ロボットアドバイザーによる機器の試用貸出等
介護ロボット等を知り、効果を実感できる機会として、介護ロボットアドバイザーがコーディネートし、介護サービス事業所等が介護ロボット等を体験でき、気軽に借りられるような取組み等を実施。
 - C 生産性向上推進体制加算の取組支援
介護ロボット等に係る令和6年度からの新たな国の加算取得の支援
 - D 介護スマートDXプロジェクト
見守り機器等に加え、様々な介護ロボット等の導入実験を行い、介護ロボット等を複数組み合わせたパッケージモデルを作成し、介護業界への普及を促進。

※介護ロボット等

「移乗系支援ロボットや見守りセンサーなど、情報を感知・判断し動作を行うことで利用者の自立支援など介護の質の向上や介護者の負担の軽減に役立つ介護機器」や「スマホアプリ・タブレット等の活用により情報の入力や記録、共有をスムーズにするなど介護の質の向上や介護者の負担の軽減等に役立つ情報通信技術」

5 令和6年度の業務内容及び成果指標

(1) 令和6年度の業務

A 介護ロボット等に関する現場リーダー養成研修、介護ロボット管理者向け研修

【研修内容】

項目	①研修の企画 ②参加事業所等の選定等 ③実施 ④事務 ⑤報告
時間数	研修の時間は、合計10時間以上とすること。
進め方	・事業所固有の事情や課題に対応するため、対話型のゼミ形式で進めること。 ・学ぶ課題は参加者が設定することとする。
対象者	福岡市指定介護サービス事業所等の経営者層及び現場リーダー層、全部で10名以上
料金	無料とする

【上記に関する事業者の提案における留意点】

① 研修の企画

- ア 参加者がどのような状態になることを目指すか、考え方や方策を示すこと。
- イ 研修等が担う役割について、考え方や方策を示すこと。
- ウ 下記内容を実施すること。
 - ・介護ロボット等の種類と特徴や費用（※Wifi環境整備費等各種工事費も含む）
 - ・介護ロボット等の導入事例と効果、導入方法等
 - ・言葉だけの説明ではなく、例えば、動画や実物を見せたり、実演を交えたりしながら効果などを説明するデモンストレーション等
 - ・補助金等の活用方法の紹介 など

②参加事業所等の選定等

- ア 参加申込を受け付け、本市と協議の上、決定。
- イ 原則として福岡市指定介護サービス事業所等を対象とする。それ以外の事業所から参加の希望がある場合は、本市と協議の上、決定することとする。

③実施

市と打合せのうえ必要な研修会場を確保、研修資料等は、事前に市に確認することとする。配付資料は受託者の負担とする。

④事務

- ア 実施ごとに、受講者の名簿を作成すること。
- イ 受託者から研修等の修了者に対し、本市担当者と協議の上、本市研修を修了したことが確認できる「修了証書」等を作成し、交付すること。

⑤報告

- ア 市が実施する受講者等へのアンケートの実施に協力することとし、アンケート項目について提案すること。
- イ 実施状況の報告は適切に行うこと。

B 介護ロボットアドバイザーによる機器の試用貸出等

【業務内容】

項目	① 参加事業所等の選定等 ② 事業の計画書の策定 ③ 試用貸出機器の選定及び調達 ④ 出張展示会等の実施 ⑤ 利用効果等の報告 ⑥ 補助金等活用の支援 ⑦ 「導入事例書」作成
対象等	福岡市指定介護サービス事業所等から5事業所以上

①参加事業所等の選定等

- ア 参加申込を受け付け、本市と協議の上、決定。
- イ 原則として福岡市指定介護サービス事業所等を対象とする。それ以外の事業所から参加の希望がある場合は、本市と協議の上、決定することとする。

② 事業の計画書の策定

- ア 介護事業所の意向を踏まえた課題整理を行うこと
- イ 介護事業所がやりたい姿と目指すべき方向性を踏まえた導入計画書を策定すること。

③試用貸出機器の選定及び調達

- ア 事業所のニーズにマッチした形での導入となるよう、アドバイザーが支援すること。
- イ 試用等を行う機器の調達方法の如何は問わない。
- ウ 試用等を行う機器は具体的に提案（ジャンル・機器名・メーカー名・機能・試用に当たって望ましい台数など）すること。

④ 出張展示会等の実施

- ア 経営者層及び現場リーダー層が対象事業所において、介護ロボット等の効果等を実感できる取組（ex. 介護施設等における出張展示会の実施等）を行うこと
- イ 効果的な出張展示会等の実施方法は市と協議のうえ決定し、実施すること。

⑤ 利用効果等の報告

- 効果を整理した報告書を作成すること。

⑥ 補助金等活用の支援

- 事業所が介護ロボット等の購入を検討する際の支援を行うこと。

⑦ 「導入事例書」等の作成

- 市のホームページに掲載するとともに、今後の介護ロボット等の普及促進に活用するため、具体的な利用状況や成果や課題、介護事業者等を紹介する事例書等を作成すること。

C 生産性向上推進体制加算の取組支援

介護ロボット等に係る令和6年度からの新たな国の加算取得の支援

【業務内容】

項目	①参加事業所等の選定等 ②加算取得個別支援 ③加算取得セミナー
対象等	①及び②福岡市指定介護サービス事業所等から公募し、3事業所以上を公正に選定 ③福岡市指定介護サービス事業所等に対し、2回以上

①参加事業所等の選定等

- ア 参加申込を受け付け、本市と協議の上、決定。
- イ 福岡市指定介護サービス事業所等（開設予定含む）を対象とする。

②加算取得個別支援

- ①の参加事業所に対し、＜参考資料＞を踏まえ、加算取得に必要な全てのことに関して、支援を行うこと。

＜参考資料＞

「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」（令和6年3月15日厚生労働省老健局高齢者支援課）

③加算取得セミナー

- ①や②に係る実例を交えながら、加算取得に必要な心構えや知識、進め方等についてのセミナーを実施すること。市と打合せのうえ必要な研修会場を確保すること。

D 介護スマートDXプロジェクト

見守り機器等に加え、様々な介護ロボット等の導入実験を行い、介護ロボット等を複数組み合わせたパッケージモデルを作成し、介護業界への普及を促進。

【業務内容】

項目	①ICTの活用アイデア検討 ②参加事業所等の選定等及び導入実験の実施 ③パッケージモデルの作成 ④介護施設等への普及等
対象等	福岡市指定介護サービス事業所等から公募し、3事業所以上を公正に選定

① ICTの活用アイデア検討

様々なICTツールの中から、多くの介護事業所が抱えていると考えられる課題の解決に役立つものを選定し、提案すること。

② 参加事業所等の選定等及び導入実験の実施

ア 参加申込を受け付け、本市と協議の上、決定。

イ 福岡市指定介護サービス事業所等（開設予定含む）を対象とする。

ウ 介護事業所において導入実験を実施し、費用対効果等を検証すること。

③ “パッケージモデル”の作成

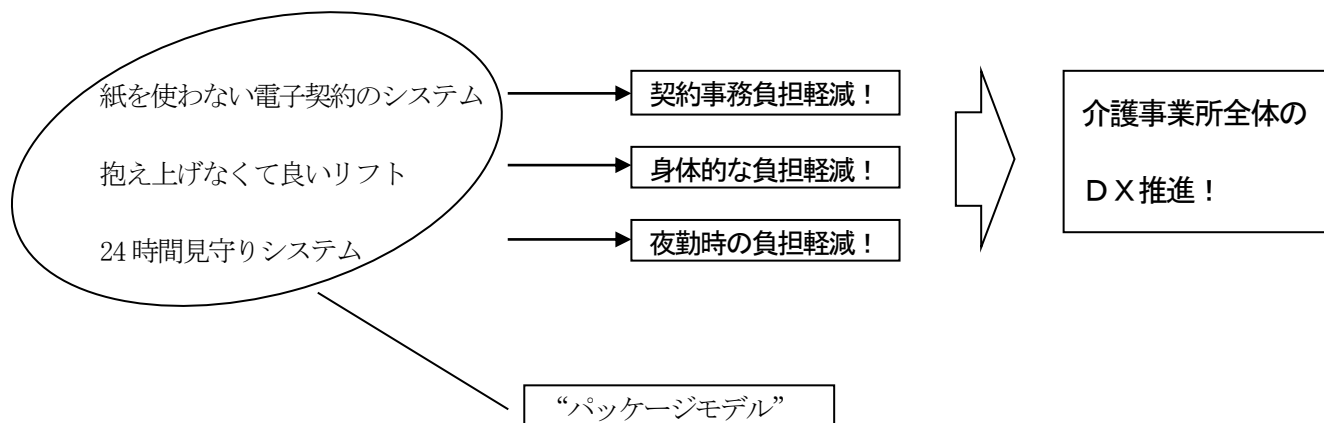
検証の結果を踏まえた“パッケージモデル”※を提案すること。

④ 介護施設等への普及等

セミナーや見学会などを行い、市内の施設等への普及を促進するとともに、期待される成果等を全国に発信すること。

※ “パッケージモデル”のイメージ例

複数の分野、複数の介護ロボット等を効果的に組み合わせることで、介護事業所全体のDXを効果的に促進できる新しい組み合わせ。



(2) 業務遂行に当たって提出する書類

①業務実施体制図

プロジェクトリーダーや各メンバーの役割等。契約締結後2週間以内に提出。

②業務の計画

業務範囲、作業構成、スケジュールなど本業務全体の計画。契約締結後2週間以内に提出。

③利用状況報告書、課題管理表

利用状況等や課題等を整理し、更新したうえで毎月提出。

【業務を進めるに当たってのその他の必要事項】

①介護業界全体の介護ロボット等の活用推進やDX化につながる事業展開

A～Dの参加事業所は重複しても構わないが、介護業界全体の活性化につながるよう、事例集作成やセミナー、見学会等の実施に当たっては、効果的な方法を工夫すること。

②本市との緊密な連携

定例会議を計画・実施するなど、本市と認識をすり合わせながら進めること。

(3) 成果指標について

本業務の到達目標や履行状況の程度を示す成果指標については、下記のとおりとする。目標数値と実際の結果との乖離がある場合は、理由を分析し、今後の対策等を整理し、提案すること。

1	
成果指標	介護従事者の負担軽減又はケアの質の向上度
内容	作業量の削減や精神的ストレスからの解放又は従業員によるケアの満足度
測定手段	作業時間の変化測定、アンケートやヒアリング など
目標	作業時間 事業所全体で月当たり30時間以上の削減 心理的な負担 ストレスの軽減を感じた職員 100% 又はケアの満足度100%向上

6 主な業務と本市との連携イメージ

本委託業務の主な業務及び本市と受託者の主な連携イメージ※については下記のとおり。

※全ての業務を網羅しているものではない

	作業	詳細	本市	受託者
①	全体	事業の具体的な内容や、進め方の提案、構築など	△	○
		事業を効果的に進めるための助言やアドバイス	—	○
②	各種調整	効果的な実施スケジュール（案）の提案	—	○
		ICT等や事業所の選定方法などに関する検討・実施	△	○
		打ち合わせなど各種日程調整等	△	○
③	事務	事務手続きなどに必要な書面等の作成	—	○
		必要に応じた打ち合わせ記録の作成及び関係者への確認・共有	—	○
④	実施	各種説明資料等の作成、説明又は説明の支援	△(説明)	○
		ICT等事業者や介護事業所との各種調整に係る窓口	—	○
		SNS等による広報の実施	○	△
		SNSやその他効果的な広報のための企画や材料集め	△	○
		取り組みの中での課題認識の報告等	△	○
⑤	報告	事業報告、その他連絡調整等	—	○

7 スケジュール

- ・遅くとも1月下旬頃には、令和6年度事業の終了又は終了の目途が立っている状態となるようにし、結果報告や課題整理、次年度取り組み提案などの年度総括に着手できるようにすること
- ・本仕様書を履行するための業務行程表の案を作成し、提案すること。各行程の始期と終期を日付単位で示すこと。

8 支払いについて

契約金の支払いについては、後払いとする。

9 成果物

各事業ごとに下記をまとめた最終報告書1部及びデータを収録した記録媒体

- (1) 手続きに使用した書類や関係者の連絡先を整理したもの（Word、Excel、PowerPoint形式等）
- (2) 各種取組の内容と結果をとりまとめたもの（Word、Excel、PowerPoint等）
- (3) 事業の今後の展望に関する所見まとめ（事業の中で見えた課題を踏まえたもの）

10 その他

その他の事項としては、下記のとおりとする。

- (1) 本件委託業務の実施にあたっては福岡市に随時報告し、必要に応じて適宜協議するとともに本市担当者の指示に従うこと。また、業務遂行上の疑義が生じた場合は、本市 担当者と協議の上で決定すること。

- (2) 本事業の実施にあたっては、福岡市個人情報保護条例第15条および別紙「個人情報・情報資産取扱特事項」を遵守すること。

- (3) 作成した資料・データの著作権は、すべて福岡市に帰属するものとする。

- (4) 福岡市契約事務規則に定める各種様式（着手届・業務遂行責任者届・完了届・受渡書など）を適宜提出すること。